平成28年度 国保税の税率等決定

比べ9・8 % 增

する費用、および介護保険サ の医療費を現役世代から支援 加入者の医療費や後期高齢者 に充てられる大切な財源です。 ービス・介護予防事業の費用 平成28年度の国保税率の設 国民健康保険(国保)税は、

すが、前年度繰越金のうち年比21・1%の増となりま りの国保税賦課額は、対前 とで、1人当たり国保税賦課 調整基金を1億円取り崩すこ 減に活用するとともに、 した。その結果、1人当た の伸びを4・0%と見込みま となりました。 額は前年に比べ9・8%の増 1億2200万円を国保税軽 定に当たり、本年度の医療費 財政

1世帯当たりの 国保税額の決まり方

満の方が対象)の三つの区分 分(介護分。40歳以上65歳未 療分)②後期高齢者等支援金 分(支援金分)③介護納付金 [保税は①医療保険分(医

> その世帯の 国保税額と の合計額が、

世帯加入者 分の税額は なります。 各課税区 固定資産、 人数など

税率等で算出します。 の状況に応じて、それぞれの の所得、

介護分

2.29%

9.83%

11,400円

6,000円

160,000円

国保税 II ①医療分 ②支援金分

③介護分

支援金分

0.87%

2.81%

3,700円

2,900円

190.000円

改正後

現行どおり

33 万円 + 26.5 万円

33万円 + 48万円×

×被保険者数

被保険者数

)医療分(1年間に予想され

から、 引いた額を国保税として負担 します。 国保が負担する医療費など る医療費の総額から算定) 国・県補助金等を差し

医療分

7.76%

24.66%

29,900円

23,500円

540.000円

②支援金分(国が定める後期 高齢者医療費の額から算

《平成28年度の課税区分ごとの税率》

課税区分

資産割(固定資産税)

均等割(被保険者数)

平等割(1世帯につき)

《前年所得と軽減割合》

現行

33 万円

33 万円 + 26 万円×

33 万円 + 47 万円×

被保険者数

被保険者数

す。 を医療保険者が負担し合いま から国・県補助金等を差し引 後期高齢者医療費の約4割 国保が負担する支援金額

所得割(所得)

賦課限度額

区分

7割軽減

5割軽減

2割軽減

ます。 いた額を国保税として負担し

③介護分(国が定める介護費 用の額から算定)

県補助金等を差し引いた額を .保税として負担します。 介護納付金の額から、 玉

国保税の軽減・

減免制度

低所得世帯に対する軽減

なお、5割軽減と2割軽減の よび平等割額を軽減します。 のような世帯は、均等割額お 前年の所得金額により、 次

判定基準が緩和されました。

その後3年間は4分の1を減 た月から5年間は2分の1、 支援金分の平等割を、 単身世帯について、医療分と 者と同一の世帯に属する国保 国保から移行した後期高齢 移行し

非自発的失業者に対する軽 分まで) 減(離職した月の翌年度末

額して計算します。詳細は、 給与所得を100分の30に減 定に用いる前年所得のうち、 保加入者について、 的な離職を余儀なくされた国 解雇や倒産などで、 国保税算 非自発

納税義務者は世帯主

後期高齢者医療制度へ

、の移

となります。 ても、世帯内に国保加入者が いれば、世帯主が納税義務者 世帯主が国保加入者でなく

▽国保税の軽減判定

じます。

ならないよう、

次の措置を講

を行います。 度へ移行することで、 および人数も含めて軽減判定 従前どおり後期高齢者の所得 国保被保険者が減少しても、 国保から後期高齢者医療制 世帯の

▽平等割の軽減

額します。

る被保険者の国保税が過大と

行に伴って、

同じ世帯に属す

後期高齢者医療制度への 行に伴う激変緩和措

市民 が必要です)。 となった場合、 で国 せてください る場合があ じて国保税の一 災害・廃業・生活 災害・廃業・ に対する減免 課国 保医 ります。 療係に問 (申告書の 困 13 合わ

生活困窮世

出

税務課市民税係に問 てください。 .保税を納めることが困難 その程度に応 部が減免され い合わせ [窮など

> 医療費を一度、 を交付します)。この 付することになります(ただ していただき、 いては6カ月の短期保険証 証を返還していただき、 長い間滞納すると、 高校生以下の加入者に 別な事情もなく国 「被保険者資格者証」を交 後で保険給 全額自己負 被保険 場合は、

税係に相談してください。 ります 「難な方は、 経済的な事情により 早めに税務課 納付 収が

分を申請で支給することとな

被用者保険等の被扶養者が

国保被保険者となったこと

歳になる方が、 よる減免(当分の間)

被用者保

・申告・課税…以《問合せ》 納税方法…税務課収 係**☎**21 -9 4 5 税務課市 税係 民税

分の

1に軽減されます。 市民課国保医療係に問い

詳細

除され、

均等割と平等割が2

その被扶養者が国保に加入し 後期高齢者医療制度に移行し 険などの被保険者(本人)から

所得割·

資産割が免

要です)。 提出が必 合わせてください

(申請書の

る義務があります。申告は資産の多少にかか わらず必要です。また、該当資産がない場合 も申告をお願いします。

固定資産税は、土地や家屋だけで はなく、償却資産(事業用の資産)も課税の対象 です。

申告書を提出していない方、修正申告が必要 な方は早急に申告書を提出してください。

償却資産とは何ですか? Q

会社や個人が事業を営むために所有してい る機械・器具・備品などの固定資産のことです。 土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

償却資産の申告は必要ですか?

Α 償却資産を所有している方には、地方税法 の規定により、毎年1月1日現在の償却資産 の所有状況を資産が所在する市町村に申告す

対象となる償却資産は何ですか?

- 原則として、決算時に減価償却資産として 計上されたものは全て償却資産の申告対象で す。ただし、構築物のうち「家屋」として固定 資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動 車税の対象となる車両は、申告の対象にはな りません。
- ※償却資産の詳細や申告書の記載方法、PDF形 式による申告書および明細書は、市ホームペ ージからダウンロードできます。
- ※申告書・明細書は税務課および各振興局市民 福祉課にあります。

《提出・問合せ》税務課**☎**21-9046または各振興 局市民福祉課

産 の 例











ホテル・旅館 客室備品、洗濯設備など







小売店





